

平成22年12月定例会
農 林 商 工 委 員 会
(所管事項関係)

提 出 資 料

平成22年12月7日
農 林 水 産 部

目 次

1. 平成22年度第三セクター経営評価を踏まえた対応について
[団体指導室、森林整備課] ----- 1
2. 「農林水産技術センターの中長期計画（案）」（中間報告）について
[農林水産技術センター] ----- 3
3. 第8次秋田県卸売市場整備計画の変更について [流通販売課] ----- 5
4. 水稲作高温対策プロジェクトチームについて [水田総合利用課] ----- 7
5. 農業農村整備工事における緊急農家雇用について [農地整備課] ----- 8

1. 平成22年度第三セクター経営評価を踏まえた対応について

団体指導室
森林整備課

法人名

秋田県漁業信用基金協会

1. 平成22年度第三セクター経営評価結果（総合評価）

- ・当年度で6期連続の赤字決算となり、保証債務の弁済能力比率も更に低下した。漁業緊急保証対策事業の実施による520百万円の保証枠設定に伴い、保証残高は当初目標よりも上回ったものの、収支改善効果が次年度にまたがって生じるため、当年度は支出先行となり、経常収支を改善するには至っていない。
- ・人件費比率は経常収入の増加により大幅に改善したように見えるが、金額で比較すると若干の削減であり、事業管理費の削減へ向け、より努力が求められる。

2. 総合評価結果に対する対応

ア. 対応措置

人件費の圧縮については平成10年から取り組んでおり、職員数を当時の5名から現在の2名に削減し、組織としての最小の人員体制で事務局を運営しているとともに、役員報酬は過去2年間、給与手当も昨年度削減するなど経費の圧縮に向けて努力しているが、今後とも引き続き管理費等経費の削減に努める。

なお、同団体の主務官庁である水産庁では、平成18年度に見直しを行った『秋田県漁業信用基金協会経営改善変更計画』に基づく改善の進捗管理を行っているが、事務の効率化等については、各県とも同様の課題を抱えているため、現在、同庁が主導して実施している広域合併による組織再編で根本的な対応を検討することとしている。

イ. 今後の取組方針

平成19年度～21年度にかけて、上部団体である（社）漁業信用基金中央会が実施する「中小漁業融資保証強化対策事業」（水産庁の補助事業）に参加し、保証事業の強化対策に係わる諸課題の調査検討に取り組んだ。この間、平成19年11月に中小漁業融資保証事業強化対策事業の一環として「合併等調査検討事業に係る検討協議会」が設置され、国レベルでの基金協会の広域合併等に関する検討が開始されているが、東北では青森県を除く東北5県で合併を含めた組織再編の検討会を引き続き行うこととなっている。

また、今年度から中小漁業融資保証事業強化対策事業の後継事業である「漁業信用基金協会組織強化対策事業」（水産庁補助事業）に参加し、ブロック別の合併プラン（本県は東北ブロック）を策定する計画となっている。

法人名

財団法人 秋田県林業公社

1. 平成22年度第三セクター経営評価結果（総合評価）

- ・当年度は前年度よりも事業量が増加したため、県からの造林補助金が56百万円増加したが、高率補助の事業を活用することにより、分収林勘定振替額は、前年度とほぼ同一水準で終了した。
- ・今後は、第8次長期経営計画における長期収支を少しでも改善するため、長伐期施業及び分収割合の見直しによる収入増加や施業の効率化による支出削減が課題である。
- ・職員の高齢化に伴い、退職給付引当資産は引当金全額の積立てが望ましい。

2. 総合評価結果に対する対応

ア. 対応措置

- ・平成20年3月に策定した第8次長期経営計画に沿って、契約期間を延長した長伐期施業や分収割合の見直し、列状間伐の導入などを進めるため、土地所有者の都合に応じて訪問、交渉し、理解を得ながら経営改善を着実に進めていく。
- ・計画的に退職給付引当資産を積み立て引当不足を解消していくよう努める。

イ. 今後の取組方針

県は平成18年度に庁内検討会を立ち上げ、解散、継続、県営林化の3つの選択肢について検討した。その結果、環境や公益性を重視した森林づくりを推進することとし、県支援策として県貸付金を無利子化して、さらに国の支援策を取り入れ、「経営を抜本的に見直して継続」すべきであるとの結論に至った。平成19年度には外部委員による検討委員会を設置し、公社存続の必要性、抜本的な経営改革、県の支援策を諮り了承されている。この検討結果を踏まえて、林業公社は「第8次長期経営計画(H20~95)」と5ヶ年の具体的行動計画である「経営改善アクションプログラム(H20~24)」を策定し、4つの経営基本方針に基づき、現在取り組んでいる。

- ①分収林契約期間の延長及び分収割合の変更による収支の改善
 - ・分収林契約内容の変更により収支の改善を図るため、契約期間の延長による長伐期施業の推進や分収割合の変更を行う。
- ②管理区分による低コストで効果的な森林整備の実施
 - ・生育状況、立地状況等により管理区分した施業体系に基づく森林整備の徹底や国等の有利な補助制度を活用した事業を行う。
- ③効率的な経営を行うための業務管理体制の見直し
 - ・嘱託職員制度を取り入れるなど人件費を抑制、事務の効率化、人事評価制度を行う。
- ④情報公開による県民理解の醸成
 - ・公社経営の現状など情報公開の徹底や森林・林業の普及啓発活動を行う。

2. 「農林水産技術センター中長期計画（案）」について （中間報告）

農林水産技術センター

1 策定趣旨

本県の農林水産業の指針となる「ふるさと秋田農林水産ビジョン（案）」を踏まえ、農林水産技術センター（以下「センター」という。）の、新たな「中長期計画」を策定する。

2 計画の期間

10年間（平成23年度～平成32年度）

※ 平成25年度に見直しを行う。

3 計画の主な内容

- (1) センターの基本方針
- (2) 試験研究テーマの設定とロードマップの作成
- (3) 計画の推進に必要な人員や設備等について
- (4) 産学官連携の推進や研究員の資質向上の方策等

4 策定スケジュール

- (1) 「中長期計画策定検討会議（座長：副知事）」を設置（5月）
- (2) 生産者・関係機関からの意見聴取（7月～11月）
※対象者：生産者、農業士会、農業法人協会、農業系高等学校、
JA全農、JA中央会、県漁協、森林組合連合会、
消費関係者、学識経験者など
- (3) 「中長期計画」の策定（2月）

農林水産技術センター 中長期計画（案）

環境にやさしい総合食料供給基地として発展する秋田 ～消費者と農林漁業者のニーズに応える研究開発の推進～

研究開発・運営方針

1 ミッション

「農林水産業の振興」
「農林漁家への貢献」

2 基本的役割

- I 生産技術の開発
- II 品種改良
- III 優良種苗等の増殖・供給
- IV 病害虫・雑草防除技術の開発
- V 環境保全技術の開発
- VI 技術の普及指導

3 試験研究環境の整備

- ① 施策課題解決のための政策研究費の確保
- ② 外部資金の積極的な獲得
- ③ 施設設備の計画的な整備更新
- ④ 研究員の計画的な採用
- ⑤ 技能職員の継続的な確保

4 地球温暖化対応

- ① 新エネルギー利用技術の確立
- ② 影響調査と対策技術の開発

重点開発事項

【企画経営室】

- ① 買い手のニーズに対応した商品開発・販売力の強化 ⇒ マーケティングの推進
- ② 自立した集落営農組織への発展支援 ⇒ 経営の多角化や価格交渉能力

【農業試験場】

- ① 「あきたこまち」を超える品種育成
⇒ 地球温暖化に対応した高温登熟耐性品種
⇒ 早生、直播適応性など
- ② 「あきたecorais」をバージョンアップする技術開発
⇒ 総防除回数を1/4以下、有機質利用で化学肥料の施肥量を半減
- ③ 地球温暖化に対応した水稻栽培技術の確立
⇒ 異常高温年でも安定した品質・収量を確保する栽培技術
- ④ 野菜・花きの品種の選抜・育成と栽培技術の確立
⇒ エダマメ日本一を目指す9月穫り品種、トルコギキョウの花色シリーズ化、スイカ「あきた夏丸」「あきたシャリン娘」のバリエーション拡大など
- ⑤ 新エネルギー利用技術、省力・低コスト栽培技術の開発
⇒ 地中熱の冷暖房利用、太陽光発電によるキクの電照栽培など
⇒ 水稻直播・疎植栽培技術、野菜の大規模生産技術（エダマメ、ネギなど）

【果樹試験場】

- ① オリジナル品種による産地の活性化 ⇒ リンゴの品種育成と栽培技術の確立
- ② 省力・低コスト・高品質安定生産技術の確立
⇒ 新整枝技術、気象災害対策技術、多様な果樹から本県に適した品種の選抜

【畜産試験場】

- ① 畜産物の高品質・ブランド化
⇒ 比内地鶏の改良、遺伝子情報による種雄牛の造成、飼養管理技術の確立
- ② 飼料自給力の向上
⇒ 地域資源（飼料用稲等）を活用した自給飼料の生産技術の開発

【水産振興センター】

- ① 秋田ブランドの育成と種苗生産技術の開発
⇒ トラフグ・イワガキ・アワビ・サクラマス・アユ・イワナ資源の安定化
- ② 海面、内水面の漁場環境調査と資源管理
⇒ 藻場造成技術、八郎湖環境調査、ハタハタ・タラ・カレイ・ヒメマスなどの資源管理

【森林技術センター】

- ① 森林管理・保全技術の開発、秋田スギ等の次世代育種
⇒ 地球温暖化防止等の保全技術、低コストな秋田スギの生産技術、里山管理手法の開発、マツ枯れ・ナラ枯れ対策
- ② 特用林産物（キノコ、山菜）の秋田ブランド化
⇒ 粍穀・米糠等の地域資源を利用したキノコ生産技術、新たなキノコの栽培化

ふるさと秋田
農林水産
ビジョン(案)

目指す姿

総合食料供給県としての地位確立

全国最大の木材
総合加工産地への飛躍

農山漁村の活性化と農地の維持・保全

低炭素社会の実現と森林の多面的機能の維持

「ゆめおぼこ」の育成

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	→	→	→	→	H27	
交配	世代促進	個体選抜	系統選抜	特性検定	生産力検定	→	→	→	栽培特性・施肥反応試験	→	種子生産【奨励品種採用】	→	品種登録	→	→	→	→	→	→	→	
															1,500ha						10,000ha

3. 第8次 秋田県卸売市場整備計画の変更について

流通販売課

国の第8次中央卸売市場整備計画が変更されたことから、卸売市場法の規定により、県の第8次秋田県卸売市場整備計画（平成18～22年度）を次のとおり変更した。

〔卸売市場法の抜粋〕

第6条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画を定めることができる。
2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

1 変更内容

「秋田市中央卸売市場の青果部及び水産物部について、平成24年4月に地方卸売市場への転換を図る。」ことを追加した。（花き部は中央卸売市場として存続）

2 変更までの経緯（平成22年8月以降）

H22. 8. 6	秋田市が平成24年4月1日に秋田市中央卸売市場の青果部、水産物部を地方卸売市場へ転換する旨を農林水産省へ報告。
H22. 10. 21	国の「食料・農業・農村政策審議会」において、秋田市中央卸売市場の地方卸売市場への転換を審議し了承。
H22. 10. 26	国は第8次中央卸売市場整備計画を変更。
H22. 11. 9	県の「秋田県卸売市場審議会」において、第8次秋田県卸売市場整備計画の変更を審議し了承。
H22. 11. 12	第8次秋田県卸売市場整備計画を変更。

3 今後の地方卸売市場への転換に向けた取り組み

秋田市では、（協）秋田市中央市場協会に3つの専門部会を設置し、転換に伴う市場活性化、管理運営体制、取引ルール等の課題の解決に取り組むこととしている。

〈今後の予定〉

H23年12月	秋田市が秋田市公設地方卸売市場業務条例（仮称）（案）を上程
H24年 1月	秋田市が秋田市公設地方卸売市場（仮称）の開設について、卸売市場法第13条の5の第1項の許可を県知事に申請
H24年 4月	公設地方卸売市場として業務開始

4 県としての対応について

平成24年1月に予定されている地方卸売市場の開設許可申請については、県知事の許可であることから、今後とも秋田市における地方卸売市場への転換の動きを注視する。

【参 考】

地方卸売市場への転換の背景、経緯について

1 背景

- (1) 国は、第8次卸売市場整備基本方針において、取扱数量等の再編基準に該当する中央卸売市場は、より柔軟な運営が可能である地方卸売市場への転換などの再編を求めている。

また、同方針では、基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化を図る観点から、必要に応じて再編に取り組むことが望ましいとしている。

- (2) 秋田市中央卸売市場は、取扱高の減少などを踏まえ、市場の活性化、効率的な市場運営のあり方等について検討を行ってきた。

〔国の基本方針に基づき転換、統合に取り組む市場〕

釧路市、川崎市、藤沢市、三重県、尼崎市、呉市、下関市、佐世保市、大分市、函館市、室蘭市
山形市、松山市（花き部）、*松山市（水産部）、*福岡市、*甲府市、*富山市、*秋田市
（*は予定）

2 経緯

H17. 5月	秋田市が「今後の中央卸売市場のあり方に関する研究会」を設置
H19. 7月	秋田市中央卸売市場運営協議会（秋田市所管）（以下「運営協議会という」）に専門部会を設置
H21. 1月	卸売業者4社、2仲卸協同組合理事長連名により市長へ「地方卸売市場への転換要望書」を提出
H21. 1月	（協）秋田市中央市場協会に「市場転換に伴う検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置
H21. 3月	運営協議会が「地方卸売市場に転換すべきである」と市長に報告
H21. 4月	検討委員会で市場転換の目途を平成22年度中とする
H21. 6月	検討委員会で市場転換の目途を平成23年4月1日に変更
H21. 9月	市長が議会で平成23年4月を目途に転換を進める旨を答弁
H22. 7月	検討委員会で市場転換に向けた諸課題の解決に時間を要するため、転換時期を平成24年4月1日に変更
H22. 7月	運営協議会が市場転換の時期に異存のない旨、了承
H22. 8月	市議会 教育産業委員会で市場転換について了承
H22. 8月	市が農林水産省へ「秋田市中央卸売市場の地方転換」を報告

3 地方卸売市場転換に伴う改善点

- (1) 入場業者（卸売業者等）は、各種提出書類の廃止や簡素化が図られ、業務や人員の削減が可能。
- (2) 開設者は、事務の簡素化に伴う職員の減員や指定管理者制度の導入による経費の削減が可能。
- (3) 入場業者は、卸売市場法上の規制や制限が緩和され、広範囲な営業活動や取扱品目の弾力化など消費者ニーズに対応した事業展開が可能。

4. 水稲作高温対策プロジェクトチームについて

水田総合利用課

1 背景・目的

- 本年産水稲の作柄低下の主な要因は、田植え後の低温・日照不足による茎数不足と夏場の異常高温による稲体の消耗や登熟阻害である。
- 平成以降では、平成6年、11年、12年が高温年であり、一般的に高温年は千粒重や登熟歩合が向上し、収量は増加する傾向があるが、本年は異常高温により品質・収量が大きく低下した。
- このため、本年の気象経過や生育経過、生産現場における対応状況等を解析して技術対策を構築する。

2 チームの構成員

秋田県立大学、秋田県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会秋田県本部
秋田県主食集荷商業協同組合、秋田県（農業試験場、水田総合利用課）

3 活動内容

- 作柄及び品質低下要因の解析
- 生産者段階での対応状況と現地事例の解析
- 次年度以降の技術対策の検討・提示
- 技術指導資料の作成と指導体制の検討

<主な調査・解析データ内容>

- 水稲定点調査(72地点)
- 奨励品種決定試験(13地点)
- 生産者等を対象とした調査(約200件)
- 着色米の発生状況調査
- 岩手県「あきたこまち」との比較

4 活動経過及び今後のスケジュール

- 10月7日にプロジェクトチームを設置し、その後3回のチーム員会議を開催するとともに、随時打ち合わせを実施。

<検討内容>

- ・生産者等を対象とした調査の実施について
- ・データの収集及び解析状況、取りまとめ方針について
- ・解析結果及び技術対策について

<今後の活動予定>

- 12月下旬：作況ニュース第8号（総括編）に解析結果と技術対策の骨子を掲載
- 1月中旬：第4回検討会を開催（取りまとめ内容等について検討）
- 1月下旬：解析結果及び技術対策の取りまとめ
- 2月：県議会に取りまとめ内容を報告
- 2～3月：講習会等で次年度の対策等について周知

5. 農業農村整備工事における緊急農家雇用について

農地整備課

本年度内に発注するほ場整備工事（区画整理）において、総合評価落札方式に「農家雇用」の評価を新たに設定し、地元農家の雇用促進を図る。

1 目的

ほ場整備の工事実施中の区域においては、農業生産がほとんど見込めないことに加え、米価下落や作柄低下により、農家収入が激減していることから、ほ場整備工事において地元農家の雇用を促進し、農家所得の向上を図る。

併せて、地元農家の目線に立ったきめ細やかなアドバイス等により、工事の品質向上を図る。

2 評価方法

総合評価落札方式の「施工計画型」を適用し、提出された雇用計画案により、農家の雇用割合（総労務者数に対する「地元農家」の雇用延べ人数）に応じた評価を行う。

3 評価対象

評価の対象となる「地元農家」（既雇用含む）は、次のいずれかに該当する者とし、その者と生計を同一にする者も含める。

(1) 当該地区の受益農家

(2) 当該市町村の農業委員会の農地基本台帳で確認できる者

4 対象工事

ほ場整備の区画整理工事で、予定価格が4千万円以上

5 適用期間

平成22年12月から平成23年3月